

# ～ こっころ講師を募集しています ～

あなたの経験や得意分野を活かして子育て支援活動を応援してください

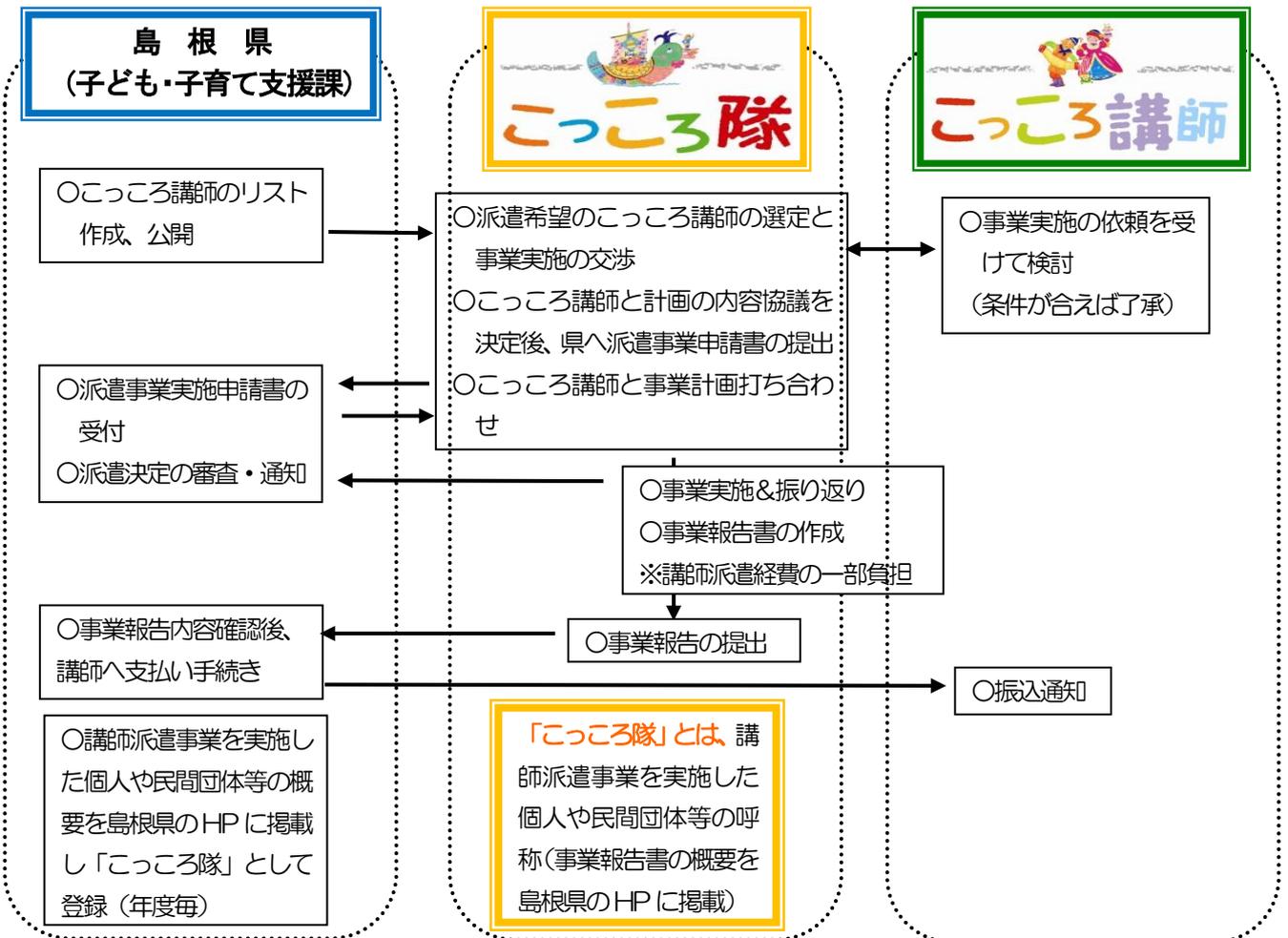
## こっころ講師とは



県内で子育て支援活動する実践者であって島根県に登録をされた方。登録をすると、「こっころ講師派遣事業」の講師として活動していただくことができます。登録要件等は、「みんなで子育て応援隊育成事業（こっころ講師派遣事業）実施要綱」をご確認ください。

島根県では、子育て支援活動に役立つ技術や情報を提供し、子育て支援活動に積極的に取り組み、相談に対する助言をいただける方を「こっころ講師」として募集しています。

## 子育て支援活動の連携イメージ図



### 【お問い合わせ・お申込み先】

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL: 0852-22-5790 Fax: 0852-22-6124

E-mail: [shosi-taisaku@pref.shimane.lg.jp](mailto:shosi-taisaku@pref.shimane.lg.jp)

### 【こっころ講師のしくみ・活動内容は？】

○県は「こっころ講師」として登録された方がお持ちの子育て支援スキルなどの情報を取りまとめ、県のホームページで公表します。

○こっころ講師の派遣を希望する個人や民間団体等は、派遣を希望する「こっころ講師」に直接依頼を行います。具体的な活動の内容は民間団体等と「こっころ講師」の間で直接話し合っで決定していただきます。

※講師派遣事業を実施した個人や民間団体等の活動概要を県のホームページに掲載し「みんなで子育て応援隊（こっころ隊）」と呼称します。こっころ隊の活動報告書は島根県のホームページに掲載します。

### 【こっころ講師に登録するための条件は？】

こっころ講師として登録できる個人は次の各号のいずれにも該当する方です。

○島根県内に在住又は勤務していること。

○営業目的又は勧誘行為を行わないこと。

○暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条第6号に規定するものをいう。）ではないこと。

○特定の政党、政治団体又はこれに類する団体の利益になるおそれのある活動を行わないこと。

○特定の宗教団体又は特定の教義の普及を目的とする団体の利益になるおそれのある活動を行わないこと。

○島根県ホームページに登録内容及び講師実績を掲載することを承諾すること。

### 【こっころ講師に登録を申し込むには？】

申込みは随時受け付けています。

登録申請書（様式第1号）を、島根県子ども・子育て支援課ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールによりお送りください。ダウンロードが出来ない場合には、子ども・子育て支援課までご連絡ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/coccolotai/coccolotai.html>

### 【こっころ講師の活動にかかる費用負担は？】

県が実施する「こっころ講師派遣事業」により活動を実施していただく場合には、活動にかかる経費のうち、「こっころ講師」に対する報酬及び旅費について県から一部助成を行います。

※希望の金額に及ばない場合はこっころ講師の派遣を依頼する「こっころ隊」から不足分をご負担いただくととしておりますので、必要に応じて民間団体等とご相談ください。

### 【登録内容の変更や活動できなくなった場合には？】

変更がある場合には、任意の書式に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールによりお送りください。

活動ができなくなった場合には、子ども・子育て支援課までご連絡ください。